

別記様式

被 処 分 者	認 定 証 番 号	秋田県公安委員会 第 230197 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	ペコちゃん代行
	主たる営業所が所在する市町村	湯沢市
処 分 年 月 日		平成30年5月18日
処 分 内 容		営業停止命令
処 分 理 由		被処分者は、過去2年以内に乗務記録簿備付け義務違反、無許可自家用自動車有償運送行為及び随伴用自動車表示義務違反により、行政処分の累積点数が7点となったことから営業停止基準に達し、17日間の営業停止処分となった。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ○ 同法第23条第1項 (営業停止) ○ 同法第20条第1項 (帳簿等備付け義務違反) ○ 同法第17条第1項 (随伴用自動車表示義務違反) 道路運送法 ○ 同法第78条(有償運送)
処分を行った公安委員会		秋田県公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する。